

議会運営委員会

令和6年4月26日（金曜日）

開会 午前 9時56分

閉会 午前10時37分

1. 令和6年第1回森町議会4月第2回会議の運営について

（1）町長提出議件について（10件）

（2）議事日程等について

2. 当面する日程

3. その他

○出席委員（6名）

1番 伊 藤 昇 君

2番 河 野 文 彦 君

4番 河 野 淳 君

6番 野 口 周 治 君

7番 斉 藤 優 香 君

12番 東 隆 一 君

○欠席委員（1名）

5番 山 田 誠 君

○出席説明員

総 務 課 長 濱 野 尚 史 君

総 務 課 参 事 石 岡 丈 宜 君

総 務 係 長 田 中 太 治 君

総務課財政係長 三 浦 正 彦 君

総務課財務係長 蛭 沢 里 奈 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 小 田 桐 克 幸 君

次 長 兼 議 事 係 長 関 孝 憲 君

庶 務 係 長

開会 午前 9時56分

◎開会・開議の宣告

○副委員長（東 隆一君） 定足数に達しましたので、議会運営委員会を開会します。

なお、本日は山田委員長が不在のため、森町議会委員会条例第10条第1項の規定により私東がその職務を行います。

これから本日の会議を開きます。

本日の議題は、お手元に配付のとおりであります。

◎令和6年第1回森町議会4月第2回会議の運営について

○副委員長（東 隆一君） 令和6年第1回森町議会4月第2回会議の運営についての町長提出議件について10件ございます。専決処分1件、補正予算1件、財産の取得（追認）6件、条例の一部改正1件、財産の取得1件の以上10件ございます。

初めに、第1、令和6年第1回森町議会4月第2回会議の運営について議題といたします。町長提出議件について行います。議案1件ごとに行いますので、よろしくお願いいたします。

承認第1号 専決処分した事件の承認について、濱野課長、説明をお願いいたします。

○総務課長（濱野尚史君） 承認第1号 専決処分した事件の承認についてです。

本件は、森町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてです。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、森町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の失効期限を3年間延長し、適用期限を令和9年3月31日とするものです。資料ナンバー1を提出しております。

以上でございます。

○副委員長（東 隆一君） 承認第1号、専決処分した件の承認について何か皆様。

○委員（河野文彦君） 今回の件について専決になった理由というのは何かあるのでしょうか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

まず、この法令が改正されたのが3月のたしかかなり遅い段階だったということで、その辺りでそもそも法令を改正した日にちを把握するまでにちょっと時間がかかったというのがまず1点と、当然それで3月議会には間に合わなかったということがまず1点あります。

次に、これを4月会議に議案として提出して、適用月日を3月31日で遡及適用するということも一応検討はしたのですが、4月1日から期限が切れていることになりますので、遡及適用したとはいえ、その間実態上とすれば期限が切れていることになるので、今回は遡及で適用することではなくて、専決処分で切れ間なく期間を延長するということで専決処分という形で条例改正させていただきました。

以上でございます。

○委員（河野文彦君） 遡及というわけにいかないということで、この手のものというのはあんまり専決というのが過去にもなかったから、何か理由があったのだろーと思って聞いたのですけれども、期限が延長になるのだというのを事前に情報というのは提供されて、十分間に合うスケジュールでやっていくのが本来かなと思うのです。何か言ってしまえば失念していたとか手続のミスがあったとか、そういうことなのかどうかというところを再確認いたします。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

この適用月日を延長するのが税務課のほうでいつ把握していたかということはあれですけれども、あくまでも我々の条例が適用、改正するというのは国の法令が可決されてから初めてやるものですから、その見込みで期間の延長とかってすることはできないので、その辺についてもうぎりぎりの期限になってしまったということで、こちらの何か手違いだとか不手際があって、こういうふうに専決処分したということではありませんで、その辺はご理解願いたいと思います。

○副委員長（東 隆一君） よろしいですか。ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○副委員長（東 隆一君） 次に移ります。

議案第1号 森町税条例の一部を改正する条例制定について。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第1号 森町税条例の一部を改正する条例制定についてです。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正をしようとするものです。改正内容につきましては、公益信託に関する法律が見直され、所得税法の一部が改正されたことによる規定の整備、職権による減免を可能とする規定の追加、能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例の新設、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の読替規定の追加、再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置のうち一定のバイオマス発電設備についてわがまち特例の規定の新設、法律改正に伴う年度の更新、上場株式等に係る配当所得割に係る住民税の課税の特例の読替規定の追加となっております。資料ナンバー2を提出しております。

また、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除、いわゆる定額減税に係る資料も提出しております。

以上でございます。

○副委員長（東 隆一君） 皆様何かございますか。ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○副委員長（東 隆一君） なければ、次に進みます。

議案第2号 令和6年度森町一般会計補正予算（第1号）について。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第2号についてご説明申し上げます。

本案は、令和6年度森町一般会計補正予算の第1回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,721万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ119億8,532万8,000円にしようとするものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお開き願います。歳入ですが、款14使用料及び手数料の1,300万円は、ホヤの堆肥化に係る森漁業協同組合の手数料を計上するものです。

款19、基金繰入金の419万7,000円は、建設商品券の追加発行分に係る費用に充当しようとするものです。

款20繰越金の2万円は、補正財源として計上するものです。

次に、6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款6農林水産業費、節11、手数料及び節12委託料は、アルプス処理水海洋放出に伴う風評被害に伴い森漁協の養殖ホヤが輸出されず、水産系副産物再資源化施設で堆肥化処理することとなったため、処理の過程で排出される排水の処理手数料と堆肥化処理するための委託料を計上するものです。

款7商工費の節18負担金補助及び交付金の企業立地振興補助金の2万円は、施設整備を行った町内事業者の固定資産税の一部を補助しようとするものです。また、地域経済対策事業（プレミアム商品券販売事業）補助金では、建設商品券を申込者全員が購入していただくため、補助金を増額計上しようとするものです。

以上でございます。

○副委員長（東 隆一君） 皆様何かございますか。

○委員（河野文彦君） プレミアム商品券の補助金の増額に当たって、説明資料ってちょっと僕今見つけられなかったのだけれども、入っていないですね。

○総務課長（濱野尚史君） 今回これについて説明資料は添付しておりません。

以上でございます。

○委員（河野文彦君） 私も締め切ってから今回上程するまで期間がなくて、多分取りまとめるのも大変だったろうなというところは十分承知しているのですが、もし可能であれば本会議までに、これ議運通らなければ説明資料も駄目なのかな、可能であれば何件、金額はこのオーバーした金額で間違いないでしょうけれども、何件オーバーしてとかというのをもし説明資料として頂けたら皆さんずっと理解が進むのではないのかなと思ったので、もし可能であればということで。

○副委員長（東 隆一君） 濱野課長、どうですか……

○議会事務局長（小田桐克幸君） 可能かどうかは、可能であればという表現なので、特に返答を求めなくても、可能であればということですよね。

○委員（河野文彦君） ええ。ちなみに、説明資料も議運通らなければ駄目なのでしたっけ。

○議会事務局長（小田桐克幸君） そんなことはないです。議会として欲しいということであれば要求はできます。

○総務課長（濱野尚史君） まず、ちょっと資料の前に説明はしたいと思います。当初1万円の3,000セットを予定していたのですけれども、今回1,499セットオーバーしましたので、合計で4,499セット分ということで、その分の差額の1,499セット分で419万7,000円の補正をしたということであります。資料についてはちょっと検討させていただきます。もし可能であれば当日提出させていただきますので、よろしくお願いします。

○委員（伊藤 昇君） 今の関連なのですけれども、24日締切りで、今日26日の朝なのですけれども、あまりにも期間がなくて、それで集約完璧にできたということではよろしいのですか。漏れがあるとか、そういうことはないのかなと。

○総務課長（濱野尚史君） 確定した数字ですので、漏れはないというふうに承知しております。

以上です。

○副委員長（東 隆一君） よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○副委員長（東 隆一君） よろしければ、議案第3号 財産の取得について。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第3号 財産の取得についてです。

取得財産及び数量は、75インチ電子黒板（昇降スタンド付き）62台です。取得の方法は、指名競争入札、取得の金額は1,548万6,900円です。取得の相手方は、茅部郡森町字御幸町166番地、株式会社シマザキ代表取締役、嶋崎修一です。資料ナンバー3を提出しております。

提案理由は以上となるのですけれども、ここでちょっと資料に関する説明をさせていただきたいと思います。これまで単行議決案件の資料は、契約完了後にホームページ等で公表している入札及び契約状況表を議会資料として提出していたのですけれども、この資料につきましては予定価格や落札率が記載されております。仮に単行議決案件が否決となった場合、仮契約を取り消して再度入札を行うことになるのですけれども、この表を資料として提出することは再入札に当たって予定価格を事前に公表することと同義となってしまいます。また、資料から予定価格の欄を削っても契約金額は議案に載っていますので、落札率が記載されていることで、その数字を割り返すことで予定価格も判明してしまう事態になってしまいます。さらには、これまでの資料では入札参加者全員の入札金額も記載していたのですけれども、再度の入札となった場合2位以下の入札金額が判明することになってしまうため、これについても記載は適切でないと判断したところであります。つきましては、今回の4月会議より単行議決案件につきましては、今回提出した資料に変更させていただきますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○副委員長（東 隆一君） よろしいですか。

○委員（河野文彦君） 議会の議決を得るということで、今までですとそのまま入札に関

して予定価格幾らに対して実際の入札が幾らというところも僕たちの判断する重要な要素だったのかなと思うのですけれども、これだと言ってしまうと今回嶋崎さんで1,500万ですか、これが予定価格が幾らに対して幾らだったとかというのが分からないと逆に判断がなかなかつきにくくなるのかなと思うのです。その辺もちょっと考慮して、今回はこういう形でいきたいということでの担当部署での判断なのでしょうけれども、不落になった場合は予定価格等々は変わってくるわけですね、次の入札、再入札に対して。変わってこないのか。

○総務課長（濱野尚史君） まず、議会の単行議決で議案を上げる段階というのは仮契約の状態ですので、まず契約は完了していません。今回この資料に変更するに当たっていろいろ実務の関係の提要ですとか、そういったものを調べたのですけれども、そこにもずばり書いてあったのですけれども、工事等の議決に当たって予定価格をそこに明らかにすることは適切ではないともうそのまま書かれているのです。つまり契約が完了してないので、先ほども説明したとおり、議案が否決されたときに仮契約書が取り消されてもう一回入札かけるのですけれども、仕様が変わらない、要は否決されたことで仕様を変えるということではなくて、もう一度同じ仕様で入札かけるということは結局予定価格は変わらないので、そうなってくるとここで予定価格載せるということは契約が未了のときに予定価格を載せることになってしまいますので、次の入札のときにもう予定価格が公表されているのと同じことになりますので、今回は出さないというか、これ担当課の判断ということではなくて、町として今後単行議決のものについては全てこの形で落札率等、それから予定価格、あるいはちょっと今回この嶋崎さんのほうも中段になっているのですけれども、上から落札者から順番に並べると順位も推測されてしまうので、これはあくまでも指名しているときの指名候補者の順番のままで、そこに落札者の金額だけ入れるという形で今後全部そういうふうな形で取り扱わせていただきたいということで今回ご説明いたしました。

以上です。

○委員（野口周治君） 今の説明は、先ほどの説明の前半部分だと思うのですけれども、後半のもう一度言ってもらえますか。

（「後半というのは」の声あり）

○委員（野口周治君） 今回は、否決されたときという条件で、だから予定価格を示すことは適切ではないということを前半さっき説明されたと思うのですけれども、後半の説明がよく分からなかった、あんまり。

○総務課長（濱野尚史君） 2位以下の金額云々というところかなと思っているのですけれども、違いますか。

○委員（野口周治君） ごめんなさい。知識ないので、すみませんけれども、課長のスピードと頭を整理するのにについていくのに必死なのです。

○総務課長（濱野尚史君） 今まで入札に参加した業者の一番低い金額の金額と、それか

ら2位、3位、4位という形でそれぞれ入札の札入れた金額を記載していたのです。入札を執行するときには、入札の執行者は最低落札価格と落札業者の名前を読み上げることし
かしないので、仮に1位の落札した業者が2位とどれだけ開いているのかというのはその
段階では分からないのです。

○委員（野口周治君） もう一度言ってください。そこ分からない。

○総務課長（濱野尚史君） 例えば第1位の業者が1,000万で入札して落としました。第2
位の業者が2,000万円だったので、落とせませんというか、1,000万の開きがあるので、落
とせませんでした。これまでの資料は、A者は1,000万、B者は2,000万、C者は3,000万、
D者は4,000万みたいな形でそれぞれ入札した金額を資料として入れていたのですけれど
も、今言ったとおり仮契約の状態で契約が完了していないので、もし議決を得られないで
再入札となった場合、第1位の業者が第2位の業者が2,000万だということが分かったと、も
うちょっと値段をつり上げて落とせるだろうという判断材料になってしまうことになる
のです。例えば1,000万の開きがあるので、仮に500万つり上げてまだ大丈夫だろうとかと
いうことを推認させてしまうことになるので、それも好ましくないということで、今回は
落札業者だけの入札金額を載せて、今まで全部入った業者の札入れた金額入れていたの
ですけれども、今回からは落札した業者の金額だけを入れて、2位以下の金額が幾らだった
かということを公表しないようにしたということです。

○委員（野口周治君） では、私が聞き間違えたのかと思うのですが、確認したい
のですが、事後的には、入札確定後はデータは情報は開示される。私たちも町民も見ること
ができることは変わらないのですね。

○総務課長（濱野尚史君） 議会では、単行議決の議決いただいた後本契約結びます。本
契約結んだ後は、これまで議会に単行議決の資料として出していた契約及び入札状況表と
いうのに、そこには予定価格等、落札率ですとか全部書いたものがホームページに公表さ
れるので、そこについては本契約終わった後には公表いたします。

以上でございます。

○副委員長（東 隆一君） ほかがございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○副委員長（東 隆一君） なければ、次へ移ります。

議案第4号 財産の取得について（追認）ということで。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第4号から議案第9号までは、3月22日の議会全員協議
会で説明させていただいた議決を経ずに取得した財産に関する追認議案となっております。

それではまず、議案第4号、財産の取得に係る追認議案についてです。取得財産及び数
量は、教師用指導書（小学校前期用）一式です。取得の方法は随意契約、取得の金額は1,137
万2,020円です。取得の相手方は、茅部郡森町字上台町241番地、有限会社マルイゲタ代表
取締役、村上正人、契約日は令和2年4月1日です。資料ナンバー4を提出しております。

以上でございます。

○副委員長（東 隆一君） 皆さん何かありますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○副委員長（東 隆一君） では、次に進みます。

議案第5号 財産の取得について（追認）。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第5号、財産の取得に係る追認議案についてです。

取得財産及び数量はゼータエース（有機凝集剤）、予定数量14万4,200キログラムです。取得の方法は随意契約、取得の金額は契約単価キロ当たり44円です。取得の相手方は、札幌市白石区菊水元町5条1丁目2番12号、クリタ・ケミカル北海道株式会社代表取締役、氏家英聡です。契約日は、令和2年4月1日です。資料ナンバー5を提出しております。

以上でございます。

○副委員長（東 隆一君） 皆様何かありますか。

○委員（河野文彦君） 今回のこのゼータエースに関しては、当初の予定額が630万ということで議決を経なくても契約できる額です。これが最終的に予定数量を超えて、700万超えたということで今回議決案件ということになったということでのいいの。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

これは、あくまでも契約単価の44円に予定数量の14万4,200を掛けた年間の金額になっていますけれども、予定価格はもうちょっと高かったんで、あくまでも議決が必要かどうかというのは予定価格ベースでしますんで、予定価格がこれより高かったんで、予定価格の段階での予定数量は700万を超えていたと。ただ、実際入札かけて単価が落ちているので、その数量に掛けたらこの年間予定総額でなっていますよということの説明ということの、資料のつくりはそういうふうになっております。

以上です。

○副委員長（東 隆一君） ほかにありますか。ありませんか。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○副委員長（東 隆一君） では、次進みます。

議案第6号 財産の取得について（追認）。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第6号、財産の取得に係る追認議案についてです。

取得財産及び数量はゼータエース（有機凝集剤）、予定数量12万3,600キログラムです。取得の方法は随意契約、取得の金額は契約単価キロ当たり55円です。取得の相手方は、札幌市白石区菊水元町5条1丁目2番12号、クリタ北海道株式会社営業部長、加藤正識です。契約日は、令和4年4月1日です。資料ナンバー6を提出しております。

以上でございます。

○副委員長（東 隆一君） 皆さん何かございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○副委員長（東 隆一君） 次に進みます。

議案第7号 財産の取得について（追認）。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第7号、財産の取得に係る追認議案についてです。

取得財産及び数量はメタノール、予定数量4万500キロです。取得の方法は指名競争入札、取得の金額は契約単価キロ当たり137.5円です。取得の相手方は、函館市西桔梗町589番地の57、小柳協同株式会社函館営業所所長、野田慶幸、契約日は令和5年7月18日です。資料ナンバー7を提出しております。

以上でございます。

○副委員長（東 隆一君） 皆さん何かございますか。

（「なし」の声多数あり）

○副委員長（東 隆一君） 終わります。

議案第8号 財産の取得について（追認）。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第8号、財産の取得に係る追認議案についてです。

取得財産及び数量は次亜塩素酸ナトリウム、予定数量10万9,200キロです。取得の方法は指名競争入札、取得の金額は契約単価キロ当たり66円です。取得の相手方は、函館市西桔梗町589番地の57、小柳協同株式会社函館営業所所長、野田慶幸、契約日は令和5年7月18日です。資料ナンバー8を提出しております。

以上でございます。

○副委員長（東 隆一君） 皆さん何かありますか。

（「なし」の声多数あり）

○副委員長（東 隆一君） 次、議案第9号 財産の取得について（追認）。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第9号、財産の取得に係る追認議案についてです。

取得財産及び数量は水酸化ナトリウム、予定数量13万2,080キロです。取得の方法は指名競争入札、取得の金額は契約単価キロ当たり44円です。取得の相手方は、札幌市北区東茨戸1条1丁目3番28号、大和産業株式会社代表取締役、大和正道、契約日は令和5年7月18日です。資料ナンバー9を提出しております。

以上でございます。

○副委員長（東 隆一君） 皆さん何かございますか。

○委員（伊藤 昇君） ちょっと全体を通して、すみません。これ議会運営のほうなので、総務課とはちょっと違うかもしれないのですが、この間随時監査されまして資料頂きました。この議案、追認の議案の前に例えば臨時監査を行って、この案件だけが該当しているのだというところを特定しなければいけないのかなと思うのです。それで、この議案が出てきて追認の議決を採る、そういうような格好になるのだろうと思うのですが、そのタイミングという、監査委員さんの何か発言があるのかなのか、その辺りというのはどうなのでしょう。

○議会事務局長（小田桐克幸君） 私今議会事務局の立場で、また併任で監査もやっていますので、その範囲以内でちょっとお答えしたいと思うのですが、随時監査を実施をして、

23日付で報告書が出ております。ただ、その件について4月30日における本会議で何かしらの発言があると、そういうことはないというふうに承知しております。

以上です。

○委員（伊藤 昇君） 今の発言というのは、あくまでも監査の事務局としての発言だと。私は、議会運営のこの議会を運営するに当たってのそれがあるのかないのかというのを聞いている。議会としてのその対応、議案としての対応というか、それを聞いているので、監査委員の事務局という立場で聞いているわけではないのです。だから、議会としてこの日程だとかという部分であるのかないのか。だから、ないのであれば、だけれども監査員の事務局としての対応ではないと。

○議会事務局長（小田桐克幸君） 失礼いたしました。議会日程の中では、それに触れる部分はございません。

以上です。

○委員（伊藤 昇君） ということは、前もちょっとお話ししたのですけれども、全員協議会の際に、これを役場だけで特定すると。役場で特定して、これ議案で追認を出してきたということですね。そういうことになると思うのです。監査委員さんはせっかくやったのだけれども、このものだけですよというような特定行為というものはないと思うのです。年度全部調べていったら700万円以上になりました、消耗品で。そういうものというのどこにも出てこなかったら、なぜ追認これだけなのというのを町民の方々にお知らせするということができないのではないかなと私は思うのですけれども。町民の人見たってこれ全然分らないですよ、追認の。なぜそうなっているのだろうと。施行令なんかでも700万とあって市町村の場合にはなっているわけです。自治法で96条の第1項の第何号というので決まっていて、それが初めてこうなったのだということも何もお知らせするというか、なぜこの追認、今まで2年の事業であって、それをなぜ今議会の議決がやっているのだということというの全くないので、その辺りの説明というのは何かしらなければならないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議会事務局長（小田桐克幸君） 一般的には議案の追認議案が出たときに経緯経過については、執行部側から何らかの説明があるものだというふうに思います。でないと、今話あったとおりでと思いますので、私としてはそう思います。

○委員（伊藤 昇君） 今追認のいろいろ議案の関係の話しされているのだけれども、その前段の部分というのは一切総務課長からお話がないわけです。だから、なぜそういうふうになっているのか、皆さん条例、それから施行令、全部ご存じの中で議員さんは聞いているのだろうけれども、なぜそういうものが必要なのだというところが遡って、それやったからただ治癒する、それでオーケーだよというだけでは、そういうふうにはならないのではないかと私は思うのですけれども、その辺りの考え方どうなのだろう。もし教えていただけるのであれば。

（「暫時休憩してもらって……」の声あり）

○副委員長（東 隆一君） 暫時休憩します。

休憩 午前１０時２９分

再開 午前１０時３１分

○副委員長（東 隆一君） 再開いたします。

○総務課長（濱野尚史君） 前段でなぜ追認議案が提出したかということについて、説明するのかもしれないかということについてのご質問ですけれども、議案第４号から第９号に關しての追認に至った理由については、４号は学校教育、それ以下の５号から９号までは環境課になっていますので、ちょっと所管が違いますので、全体の総括ということで、その議案の審議に入る前にその経過については前段で説明させていただくということで取扱いさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副委員長（東 隆一君） 今濱野課長から説明を受けましたけれども、そういう形で今から議運の皆さんでお話しをしていただきたいので、それでよろしいのか、また要するにそれでは説明がつかないので、もう一回これでもう一回、ちょっと順番が違うのではないかなというような……

○委員（伊藤 昇君） 私の今一人の意見なので、皆さんそのままでいいのであればそのままでもいいし、ただ私はあくまでも地方自治法もあり、施行令もあり、それに基づいて森町条例があつて、初めてこれが不適切だったということなのです。だから、追認して治癒しましょうという、そういう流れで今やっているわけだから、何もなくてただ追認の条例でオーケーですよというのは議会として町民に対して、町民の財産ですから、そういうことをお知らせしないということがどうなのかなということを私は思っているの、後は皆さんのお考えで。

○副委員長（東 隆一君） 委員会の皆さんいかがでしょうか。意見ございましたら。

○委員（野口周治君） 伊藤委員のおっしゃったとおりだと私も思います。治癒行為があればいいのではなくて、議会ですから、なぜそうなったのかを含めて、その背景を含めて理解して治癒行為を承認するというのが正しいと思います。仮に法令にそれがなくても開示する方向で、特段の不都合がなければなるべく町民に開示する方向でやってもらうのが正しいという一般的な視点からも同じことが言えると思います。

○副委員長（東 隆一君） ほかにございますか。

今のお二人の意見が出ていますけれども、この流れでいかがですか、進めていったほうがいいのか、進めていきたいと思いますが、本会議のほうで。だから、これからこういうのが出てきた場合に、ちょっと初めに議会運営委員会のほうに出されて、それからという方法のほうがスムーズにいくのかなと、こういうことが出ないで。本会議で一々説明するよりもこっちのほうできちっと……本会議で今の説明をするということでよろしいですかということで、皆さんそれでよければそのまま進めたいと思いますが、よろしいで

すか。

(「異議なし」の声多数あり)

○副委員長(東 隆一君) 終わります。

次に、議事日程について行います。事務局より説明をお願いします。

○議会事務局長(小田桐克幸君) それでは、議事日程等についてでございます。

本会議は、4月の2回目の会議ということで4月第2回会議ということになります。4月30日の日程は1日間ということで考えてございます。よろしくお願いします。

○副委員長(東 隆一君) 町側の説明員は退席して結構です。お疲れさまでした。

◎当面する日程

○副委員長(東 隆一君) 次に、第2、当面する日程について行います。事務局より説明をお願いいたします。

○議会事務局長(小田桐克幸君) 当面する日程でございます。

4月30日、9時半から全員協議会、10時から本会議ということになります。

そして、これも事前にちょっとお知らせしておりますけれども、本会議終了後に林活議連と議員会、役員会、総会をざざざざとやりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、5月12日のところですよ。静岡県の森町でお見えになるということで、毎年行っているものです。総務課のほうで取りまとめを行っておりまして、集合時間とか開始時間がまだ来ていないのですが、歌謡ショーに合わせてということで、例年どおりということでございます。分かり次第皆様にお知らせをして、出欠を取りながらというような形になろうかと思いますが、よろしくお願いします。

それから、5月14日から17日の日程で道内行政視察ということでございます。

以上でございます。

○副委員長(東 隆一君) これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎その他

○副委員長(東 隆一君) それでは、次に進みます。

その他について事務局のほうから何かありますか。

○議会事務局長(小田桐克幸君) 事務局からは特に。

○副委員長(東 隆一君) ないですね。皆さん何か出してください。いいですか。

(「なし」の声多数あり)

◎閉会の宣告

○副委員長(東 隆一君) 以上で本日の議題の審議は終了しました。

本日の委員会はこれで閉会いたします。
どうもご苦労さまでした。

閉会 午前10時37分